

会 議 録

会議の名称	平成29年度 第2回本庄市都市計画審議会
開催日時	平成29年11月27日(月) 午後 2時00分から 午後 3時30分まで
開催場所	本庄市役所 504会議室
出席者	(委員) 田中 護会長、立石 茂則委員、中川 勲委員、横尾 巧委員 小暮 ちえ子委員、粂田 平一郎委員、岩崎 信裕委員、小林 猛委員 大儀 健一委員、向田 稔委員、伊藤 智枝子委員、永井 重男委員 山口 幹幸委員
	(事務局) 出牛都市整備部長、荒井都市整備部次長、蕪塚都市計画課長 武正課長補佐兼計画係長、反町課長補佐兼市街地整備係長、岩崎主査 新井主査、高群主査、武政専門員 コンサル(木村、矢野、森)
欠席者	田端 講一委員、明堂 純子委員
議題 (次第)	次第1 開会 次第2 あいさつ 次第3 議事 次第4 その他 次第5 閉会
配付資料	・次第 ・資料1 本庄市都市計画審議会規則(案) ・資料2 本庄市立地適正化計画(案)パブリックコメント等結果報告 本庄市立地適正化計画(案)A4冊子 ・資料3 本庄新都心地区の今後のまちづくりについて ・資料4 本庄新都心地区位置図
その他特記事項	
主管課	都市整備部 都市計画課

会 議 の 経 過

発言者	発言内容・決定事項等
事務局(課長)	皆様には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。 それでは、開会にあたり会長からご挨拶を頂くとともに、議事進行をお願い

	いしたいと存じます。
田中会長	<p>本日は、本委員会の傍聴などの運営に関する規則制定の協議事項と報告事項2件となっております。委員の皆様よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の審議会が開会に必要な定数に足りているかを事務局から報告をお願いします。</p>
事務局（課長）	<p>本日、ご出席いただいております委員は15名中13名で、都市計画審議会条例で規定する2分の1以上の出席がありますので、定数に足りていることをご報告いたします。</p>
田中会長	<p>議事に入ります。協議事項第1号 本庄都市計画審議会規則について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(資料を基に説明)</p> <p>審議会規則を制定する背景ですが、現在、市長の附属機関である当審議会を含む各審議会の設置に関しては、地方自治法に基づき条例で規定しておりますが、会議の公開等、その運営については、それぞれの審議会により決めている状況です。</p> <p>これまで、本審議会におきましては、会議録の作成・公表につきましては、昨年第1回の審議会にて協議を行い、現在の形で公表を行ってきておりますが、市の附属機関の会議の情報公開に関し、より一層の情報公開の推進を図るため、市の審議会規則標準例を基に、会議の公開、会議録の公表、庶務規定等について、本庄市都市計画審議会規則として制定させていただくものです。</p> <p>第1条で趣旨 第2条で会議の公開の可否等 第3条で会議の開催の事前公表 第4条で会議の傍聴等 第5条で会議録等の公表 第6条で関係者の出席等 第7条で庶務</p> <p>第8条で委任、以上の8条で規定するものとなっております。市の標準例を基にしておりますが、第4条第2項で、傍聴人は傍聴している間、会議に配布された資料等を閲覧することができるとしております。本審議会の性質を考慮いたしまして、資料は、閲覧していただく対応としたいと考えております。</p> <p>協議いただくポイントといたしまして3つ掲げさせていただきました。1点目といたしまして、原則会議は公開とするという点でございます。審議会規則第2条で、「審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であつて、出席した委員の3分の</p>

	<p>2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。」とし、次回以降の審議会におきましては、会議は原則公開とさせていただきたいと考えております。</p> <p>続きまして、傍聴人の定員は、会議室の大きさにより物理的に傍聴人の数が限られてしまうことから、会長と協議の上、会場の大きさに応じ適宜対応させていただきたいと考えております。第3条で審議会の開催を、開催日の7日前までに市のホームページで公表するとし、このときに今回の審議会は、傍聴人何名として周知を行って参りたいと考えております。</p> <p>続きまして、会議録の作成・公表についてですが、昨年度第1回都市計画審議会にて協議していただきました現状の形のとおり、名前は名字を記名させていただきまして、公表の前に委員の皆さまに会議録をご確認いただいた後、会長の署名を以て確定した会議録を公表させていただきたいと考えております。現状の運用どおりということであります。</p> <p>本日、本審議会にて規則案につき協議していただいた後、速やかに規則の制定を行いたいと考えております。</p>
田中会長	ただ今説明を受けましたが、質疑、ご意見はございませんか。
山口委員	1点確認させていただきたい。第4条の傍聴している間、資料等を閲覧することができるというのは、持ち帰りはできないという事ですか。我々委員は、資料を持ち帰っていますが、傍聴人から未確定なものが出てしまうのは望ましくないという事でしょうか。持ち帰りできないとする理由をご説明ください。
事務局	閲覧とさせていただく理由は、山口委員のおっしゃった通りです。都市計画に関する審議ですので、その時点では手続き途中の確定していない議案が中心となります。また、議案によっては個人情報等も関係してくる場合もありますので、都市計画審議会につきましては、資料等は、傍聴している間だけの閲覧とし、返却していただく方法とする案とさせていただきました。
山口委員	今回の審議会規則は、整理されていなかったものを整理して、新規に制定するという事ですね。
事務局	現在、市の各審議会について、会議の公開について規則として整理することを、標準例を設けまして進めているところですが、審議会の設置目的、性格により、それぞれに応じた形で標準例を修正していく方法としております。
田中会長	第4条で傍聴人への対応は、傍聴を認めることにより行うとありますが、具体的にどのように対応、またそれに関する規定はどのようになるのか説明してください。
事務局	市では、今回提示させていただいた都市計画審議会規則とは別に、本庄市審議会傍聴規則を制定しております。これは、市の審議会等の傍聴の実施に

	<p>当たって、基本的な対応は全庁的に同様にするため設けたものであります。</p> <p>傍聴規則では、定員、手続、傍聴人の守るべき事項等、傍聴に関する具体的対応事項を規定しております。飲食・喫煙の禁止や私語の禁止や審議会傍聴規則に違反した場合は、その者を退場させることができるようなことも規定しております。都市計画審議会の傍聴手続、禁止規定等につきましては、市の傍聴規則によることとなります。</p>
横尾委員	<p>説明のありました飲食の禁止ですが、今までも審議会が2時間程度になることもあり、私はペットボトルを持ち込んでいますが、これも禁止行為になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>委員、事務局も含め水分を補給する事を禁止するという趣旨ではございません。市から飲み物を提供することは控えさせていただいておりますが、委員の皆様がのどの渇きを防ぐため、飲み物を持ち込まれることは問題ありません。傍聴人の方の飲食禁止は、飲むことよりも食べることを禁止したいものと考えております。</p>
田中会長	<p>健康上の理由で、お茶など水分を取る必要がある方が傍聴を希望されることも予想されます。事務局で事前に認定していただければいいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>妨害行為がある場合、飲食物を持ち込んでいると問題が大きくなることも想定していますが、傍聴人から水分補給のための飲み物の持ち込みですとお話があった場合は、認めることにしたいと思います。</p>
永井委員	<p>資料等の持ち帰りは禁止するとの説明ですが、例えば携帯を持参している傍聴人が、資料を撮影したような場合は、どのような対応になりますか。</p>
事務局	<p>傍聴規則で、傍聴人の守るべき事項として、「写真撮影・録画・録音を行わないこと」という規定を設けておりますので、禁止する対応になります。</p>
小暮委員	<p>第3条第4号で、傍聴人の定員を事前に公表するとありますが、定員は会議室が決まると、物理的な問題で自動的に定員が決まるというような説明でしたが、適正と思われる定員の考え方はどのようになりますか。</p>
事務局	<p>先ほど申し上げたのは、原則論であります。傍聴定員は、傍聴規則で会長が定めるとなっておりますが、都市計画審議会の場合は、この504会議室又は職員厚生室を基本に開催することを予定しておりますので、この2つの会議室を想定して、概ね何人位が適正ではないかということをご審議いただいてもよろしいのかと考えます。</p> <p>先行しております他の審議会を参考に申し上げますと、3人から5人位というような定員が多くなっております。傍聴規則では、定員は会長がその都度定めることになっているのですが、事前公表を行うのにあたり、事務局といたしますと、閲覧用の資料等の用意の件もございまして、その都度では</p>

	なく、504会議室、職員厚生室の場合は何人と決めていただければと考えております。
横尾委員	事前にホームページで都市計画審議会の開催日時、開催場所や議題はこういうものです、そして定員は何人ですと公表をするわけですね。そうなりますと、公表の前に会長には、定員何人にしたいと事務局から案の提示があり、会長が定員を決めるわけですね。
事務局	そうなります。事前公表は、都市計画審議会規則第3条にありますとおり、会議の開催7日前までにホームページに掲載しますので、それまでには傍聴定員は、何名ですと公表しなければなりません。定員及び定員に達した場合の制限については、審議会により異なりますが、当日先着順もあれば、前日までに申し込みをいただいた方としているところもございます。これらは、傍聴規則に規定はなく、それぞれの審議会で決めた対応としているところです。
小暮委員	例えば、審議会に市民の皆さんの大変関心の高い議案が提出されるような場合でも、会議室がこの大きさだから、これだけしか入れませんということになるのでしょうか。傍聴をたくさんの方が希望されるような議案の場合でも、傍聴定員はこれだけだとお断りする対応になるとすると、その点が気になります。
山口委員	東京都の都市計画審議会で、圏央道の都市計画決定が議案になったときは、多くの傍聴人が来られて、審議会の運営が大変だったことがありました。そういったこともあり、規模は違って小暮委員が言われたことは、大変重要な問題だと思います。その対応をどうされるのか、応急的に対応されるのでしょうか。傍聴を希望される方に、理解を得られる傍聴制限をするためには、そうした場合の対応方法も、ある程度決めておく必要もあるのではないのでしょうか。
田中会長	定員は、例えば十数名にしておいて、それを超えたら抽選にするのか、先着順にするのかなども決めておきたいと思います。
事務局	運用については、審議会により抽選のところもありますし、先着順のところもございます。確かに仮に5名の定員と定めて、10名来られた時には、半分の方はお帰りいただくこととなりますので、抽選にするか、先着順にするのかなども決めていただいた方がいいと思います。
田中会長	定員を超えた場合も、傍聴を認めるとすると、資料もあらかじめ用意しなければなりません。
横尾委員	市の傍聴規則には、そうした場合の規定はないのですか。
事務局	それらについての定めはありません。例えば10名ということで定員を定めていただいた場合、閲覧用の資料等は10名分用意させていただきます。傍聴人がいなかった場合は、資料等は使用しないこととなります。定員は、

	多い方がいいとは思いますが、そうした資料の用意の件も考慮していただければと存じます。
田中会長	審議会の会場で、お越しになった方に、定員に達したからと帰っていただくのも、対応としてはあまり良くないと考えます。抽選や先着順方式で当日入れないということがないように、事前に申し込んでいただくことにしてもよいのではないのでしょうか。そうすれば資料も必要なだけの用意となります。
事務局	制限の方法は、くじ引き、先着順、事前予約など、審議会の性格にも異なりますが対応が異なっております。
小林委員	先着順であれば、当日来られた方にお帰りいただくことになったとしても、先着順のため入れないのですという説明をすれば納得いただけるかと思えます。抽選では、会議開始前に全員集めてくじ引きなりを行う手続きがあり、開始時間を見て、ぎりぎりに来た方は、抽選に加われない方も出るかもしれません。先着順であれば、定員に達しましたと説明すれば済むと考えます。この場でいずれかの方法を決めた方がよいと思えます。
事務局	まず、事前予約にするのか、当日来ていただいた段階で対応するのかに分かれると思えます。仮に事前予約という形になった場合は、抽選も可能ですが、一般的には申し込み順になると考えます。当日対応の抽選の場合ですと、開催時間の例えば5分前までに受付を済ませる事などを合わせて周知する必要があり、会議の前に抽選手続きを行うこととなります。先着順は、その時間までに来られた方から順に入っていただくことになると考えます。
田中会長	事前予約ならば申し込み順として、あらかじめお断りができる。当日対応は、抽選なら5分から10分前に来ていただく必要があり、先着順は、定員を超えたときにお断りをするということですね。 それでは、まず事前予約にするのか、当日対応とするのかを決めたいと思えます。
稗田委員	私は、事前予約がよいと考えます。せっかく来て、抽選では不満が残ります。
横尾委員	私も事前予約に賛成ですが、何名という定員を想定されていますか。
事務局	仮に事前予約という形で、定員10名程度であれば資料の用意も含め対応しやすいと考えます。
稗田委員	10名位がいいのではないですか。
横尾委員	この504会議室は、本日の出席者の数でも、傍聴人10位は入れます。この会議室を基本に審議会を開催していけばいいのではないのでしょうか。
事務局	都市計画審議会は、この504会議室での開催が基本となっております。
小林委員	この会議室のようなスペースであれば10名位は可能だと思います。傍聴定員は10名なら10名と定めて、事務局へ事前に申し込み順ということによいと思えます。

様 式

田中会長	ご意見をいただきました。事前予約で申し込み順でよろしいですか。
小暮委員	1点確認させてください。定員を定めてホームページで公開をする場合、傍聴人は定員に達しましたということはお知らせできるのでしょうか。
事務局	定員に達した時点で、ホームページの情報を変更することは可能ですが、時間的な問題もあります。
山口委員	逆に定員に達しない場合は、予約しなくても当日入れるのですか。
事務局	資料を用意する事務局からしますと、あらかじめ人数が決まっていた方が10部用意して、2～3人しか来なかったなどの無駄は省けます。
田中会長	傍聴希望は事前予約が必要として、それにより何名か把握できたほうがよいのではないのでしょうか。
事務局	ホームページで定員の10名に達したため締め切りましたという更新は、時間がかかります。必ず事前予約をしていただく方法になれば、電話受け付けの時に対応していけるものと考えます。
田中会長	<p>本審議会の傍聴については、定員は10名とし、事前申し込みによる先着順、定員に達した場合の情報提供は、可能であればホームページで行う。できない場合は電話で対応する。この方法でよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>傍聴者に対する本審議会の対応につきましては決まりました。</p> <p>「本庄市都市計画審議会規則」につきましては、特にご意見等はありませんでしたが、原案に賛成することでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>協議事項第1号につきましては、原案のとおりとすることで、審議会と決定いたしました。</p>
田中会長	それでは、続きまして、報告事項第1号「本庄市立地適正化計画(案)パブリックコメント等の結果報告及び計画(案)の最終確認について」事務局の説明を求めます。
事務局	<p>(資料を基に説明)</p> <p>報告のポイントは以下の2点になります。</p> <p>①パブリックコメント、説明公聴会の報告</p> <p>②前回答申をいただいてからの変更点→資料編の追加、文言修正等</p>
田中会長	ただ今、報告事項の説明を受けましたが、質疑等はございませんか。
山口委員	<p>説明会や様々なヒアリングなど相当積み上げはなされていると思いますが、パブリックコメントや説明会の出席者が少ない状況です。事務局として、こういった説明会等での出席者あるいはご意見が少ないことに対しては、どのように感じておられるのか伺いたい。</p> <p>そうした中でも、今の行政のまちづくりに、ご意見を寄せられる方もいらっしゃると思います。ホームページで見ましたが、説明公聴会では、市がいろいろ</p>

	<p>な計画を作るけれども、なかなか実現に結びついていないのではないかとのご意見がありました。これは本庄市に限ったことではなくて、都市計画を進める自治体のどこでも言われることですが、それをどう受けとめているか伺いたい。</p> <p>もう一つは、まちなか再生の問題です。説明公聴会では、本庄早稲田のまちづくりをしたから、まちなかの人口が減少してしまったというご意見もありました。本庄早稲田のまちづくりが一般的なまちづくりに終始し、まちなかから時間を経て徐々に北から南にまちづくりを展開したことによって、市街地の外縁部への拡大が進み、北側のまちなかの人口が更に減ってしまったというご意見ではないかと思えます。</p> <p>まちなか再生の問題と本庄早稲田のまちづくりの関連をどう考えているのか伺いたい。</p> <p>以上3点についてお聞きしたい。</p>
事務局	<p>事務局としては、また市としては、立地適正化計画の策定にあたり計画策定の手続きとして位置づけられた説明公聴会やパブリックコメント等を実施してまいりました。計画策定にあたり、できるだけ多くの市民の皆様からのご意見をいただくためアンケートやヒアリングなどの意見聴取にも努めてまいりました。確かに説明公聴会の出席者は、あまり多くなかった状況でした。また、パブコメも提出意見はありませんでしたが、募集期間外に2件のご意見をいただきました。今後、広報ほんじょう1月号に、立地適正化計画に基づく届出制度の概要を掲載する予定です。その後も、広報・ホームページ等でより分かりやすい形で計画をお知らせしてまいります。計画についてご意見をいただくのは、パブコメ等で終了とは考えておりませんので、引き続き周知と意見聴取については努力してまいります。</p> <p>2点目ですが、立地適正化計画は来年4月から実施していくわけですが、事務局としても計画は策定するだけではなく、計画を実現しなければならないものと考えております。長期計画でありますこの計画を、よりよい形でいかに実現していくか、そのための施策を常に検討してまいります。</p> <p>また本庄早稲田のまちづくりとまちなか再生の関連性ですが、本庄早稲田のまちづくりは、本庄市全体の推進力とするためにまちづくりを進めてきたものです。当初の約154haの計画から、本庄早稲田駅周辺の約64haを先行整備区域として土地区画整理事業を施行しましたが、新しいまちづくりと、従来のまちなか再生等については、関連性をもたせながらまちづくりを進めてまいりました。立地適正化計画でも、まちなか再生を重点方針とするとともに、本庄早稲田につきましても、推進力となる新しい魅力と活力あるまちの創造という形でまちづくりを進めて行くことにしています。本市のまちづくりは、既成市街地のまちなか再生と新しい本庄早稲田をうまく連携さ</p>

	せながら推進していきたいと考えております。
山口委員	<p>本庄早稲田の駅前周辺開発は、拠点開発です。拠点開発により、経済の活性化や税収、特に市税を増やし市全体への波及効果につなげる、そういうまちづくりを目指したはずです。本庄・児玉地域のまちなか再生の問題は大きな問題となっているわけですから、同じようなまちづくりを展開するのではなく、本庄早稲田の拠点開発の経済効果を両地域のまちなか再生に結びつけるための特異性のあるまちづくりが必要であると考えておりますので、あえてお聞きいたしました。</p> <p>また立地適正化計画は、全国的に問題になっていると捉えています。問題というのは、策定することに対し各市町村が迷われていることです。全国に1700を超える市町村があるわけですが、7月末現在で112の自治体が立地適正化計画を公表したとされています。その中では、居住誘導区域と都市機能誘導区域を定めている自治体、段階的に区域を定めていく自治体など様々な状況です。全体から見れば1割にみえないような策定状況であるわけで、あまり拙速すぎても、よい形で計画の実現は難しいのではないかと考えています。私自身、この計画の難しさを認識していますので、あまり強引に進めないで、また5年後の見直しなどを行う中で、ぜひ状況を見ながら慎重に対応されるようお願いしたいと思います。</p>
田中会長	他にご意見はありませんか。ないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項第2号「本庄新都心地区の今後のまちづくり」について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>(資料を基に説明)</p> <p>①本庄新都心地区の現状について</p> <p>②本庄新都心地区の今後のまちづくりについて</p>
田中会長	ただ今、報告事項の説明を受けましたが、質疑等はございませんか。
山口委員	<p>本庄新都心地区の今後のまちづくりについて、参考にしているのが埼玉県の「長期未着手土地区画整理事業区域に係る市街地整備指針」とのことですが、例えば東京都の場合では、戦後、区画整理すべき区域に位置づけられた所が長い間、事業化されないままになってきました。こうした地区を土地区画整理事業ではなくて、地区計画を都市計画決定して整備を進めようとしてきた経緯があります。</p> <p>埼玉県の指針を見ますと、長期未着手区域の多くは40年以上が経過していると記されていますが、本庄新都心地区は、平成15年という最近に都市計画決定されたものであり、方針を変えて地区計画でやらざるを得ないという理由がよくわかりません。ただ、UR都市機構が事業を行った約64haの土地区画整理事業では、ha当たり約2.2億円の公費が使われており、駅周辺以外の地域で整備費はそれほどではないとは思いますが、厳しい財政状</p>

	<p>況の中で、整備が必要かという観点もあります。私としては、地区のルールを作り、インフラ整備を進めていく手法である地区計画でも良いのではないかと考えています。</p> <p>一方、立地適正化計画との整合性ということで見れば、東富田・久下塚地区も新田原・本田地区も居住誘導区域に入っており、一定の人口密度を確保する地区として市は考えているわけですから、人口の受け皿となる地区整備をしなくてもよいのかという考えもあると思います。そうなりますと地区計画といえども、それがインフラ整備に結びつくような具体的な内容、進め方をしないと居住誘導区域と整合が取れないという気がします。インフラ整備である幹線道路と接続する道路ネットワーク、歩道整備、緑化推進、場合によっては電線の地中化など公共に位置づけられる施設等は、きちんと整備すべきであろうと思います。緑化の推進なども住民の理解を得て進めていくべきでしょう。</p> <p>インフラは必ず整備されるとは限らないので、6m道路や都市計画道路に位置づけられない道路でも、きちんと整備できるようにするためには、道路法の道路に位置づける必要があります。地区整備計画で計画した道路も、市の道路ネットワーク計画の中に位置づけ、道路法の網をかぶせて整備ができるような方法で進めないと、緩やかな地区整備計画では実現できません。</p> <p>あるいは、建築条例をつくって建築物の規制をすとか、規制とセットで地区整備計画を動かすような組み立てを市の方で並行して考えていただきたい。</p>
小林委員	<p>資料の「長期未着手土地区画整理事業区域に係る市街地整備指針」にあります、求める最低限の整備水準で「消防活動困難区域を解消する」の「幅員6m以上の道路から140m以内」について説明をいただきたい。</p> <p>次に、「都市計画道路を整備する」とありますが、都市計画道路は一向に進んでいないように見えますが、どのようになっているのでしょうか。</p> <p>また、望ましい整備水準で、「袋路状道路は原則解消する」となっていますが、民間事業者が宅地造成した袋路状道路も存在する中で、袋路状をどのように解消するのでしょうか。以上3点について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「長期未着手土地区画整理事業区域に係る市街地整備指針」では、消防活動に対して、震災時等に家屋等が倒壊しても消防車が通れる道路は、幅員6m以上とされており、消防活動ができる範囲は、消防車の搭載するホースの延長を最大200mと想定し、屈曲を考慮して幅員6m以上の道路から140m以内の区域とすることが示されています。</p> <p>このことから、新田原・本田地区の地域整備計画においても、消防活動困難区域を解消するため、幅員6m以上の道路から140m以内に入るように、整備していく方針としたいと考えております。</p>

	<p>都市計画道路「新田原通り線」、市道8269号線は、県道本庄寄居線の交差点まで幅員16mの道路に拡幅いたします。土地区画整理事業地内では整備は完了しておりますが、新田原・本田地区では、用地買収がほぼ完了したところです。現在、本庄県土整備事務所と県道との交差点部分の道路線形や工事の実施時期などの協議を行っているところです。</p> <p>県の指針においては、道路は原則として通り抜けができることが求められています。そのため、袋路状道路で開発の技術基準を満たしていない道路については、道路事業により通り抜けができるような整備方針としたいと考えております。</p> <p>民間開発による袋路状道路につきましては、市が寄付を受ける考えはありません。</p>
田中会長	<p>それでは、議事が終わりましたので、私は議長のを解かせていただきまして、事務局へ司会進行をお戻しいたします。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局（課長）	<p>ありがとうございました。それでは「その他」ということで事務局よりお知らせいたします。</p>
事務局	<p>「その他」ということで、今後の審議会の予定ですが、任期2年間ということで、今期の審議会につきましては、本日が最後になると思われま。委員の皆様には、誠にありがとうございました。</p> <p>次期につきましては、広報ほんじょう1月号で審議会委員の公募の記事を掲載する予定です。また先ほどの報告事項第2号の新都心地区の用途地域等の変更等を予定しております。</p>
事務局（課長）	<p>それでは、最後になりますので都市整備部長よりあいさつを申し上げます。</p>
都市整備部長	<p>本日は、ご協議ありがとうございました。審議会規則につきましては、市の手続きを行いまして、次回から運用させていただきます。事務局から申し上げましたが、委員の皆様の任期は、来年3月までとなります。この間、本庄市立地適正化計画については、今回を含め4回、委員の皆様には、貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。今後も本市のまちづくりに、ご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局（課長）	<p>これもちまして、平成29年度第2回本庄市都市計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>